

平成 27 年 8 月 14 日付けで以下のとおり要綱の一部を改正した。

佐渡市自家用有償旅客運送運営協議会設置要綱の一部を改正する要綱

新旧対照表

新	旧
<p>第 1 条 佐渡市自家用有償旅客運送運営協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和 2 6 年法律第 183 号。以下「法」という。）の規定に基づき、有償運送の適正な運営の確保を通じ、<u>交通空白域の解消及び交通安全の推進により</u> 公共の福祉の増進を図るため、公共交通空白地又は福祉有償運送の必要性、これらを行う場合における旅客から収受する対価その他自家用有償旅客運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するため設置する。</p>	<p>第 1 条 佐渡市自家用有償旅客運送運営協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和 2 6 年法律第 183 号。以下「法」という。）の規定に基づき、有償運送の適正な運営の確保を通じ、<u>佐渡市の住民の福祉の向上又は交通空白域の解消を図り、</u>公共の福祉の増進を図るため、公共交通空白地又は福祉有償運送の必要性、これらを行う場合における旅客から収受する対価その他自家用有償旅客運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するため設置する。</p>
<p>第 2 条～第 8 条 （略）</p>	<p>第 2 条～第 8 条 （略）</p>